別紙１

各種助成金制度のご案内は東京労働局ホームページ
http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/をご覧ください。
※各種助成金には、支給要件がありますのでご注意ください。

主な雇入助成金のご案内

平成 24 年 6 月現在

特定求職者雇用開発助成金

○特定就職困難者雇用開発助成金

【事業内容】
高年齢者、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。　※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者をいいます。

【助成額】
短時間労働者以外　　＜支給対象期（６か月）ごとの支給額＞

高年齢者 (60 歳以上 65 歳未満)、母子家庭の母等	第 1 期：25 (45) 万円　/ 第 2 期：25 (45) 万円
身体・知的障害者	第 1 期：25 (45) 万円　/ 第 2 期：25 (45) 万円　/ 第 3 期 (45) 万円
重度障害者等 (重度障害者、45 歳以上の障害者、精神障害者)	第 1 期：33 (60) 万円　/ 第 2 期：33 (60) 万円　/ 第 3 期 34 (60) 万円　/ 第 4 期 (60) 万円

短時間労働者

高年齢者 (60 歳以上 65 歳未満)、母子家庭の母等	第 1 期：15 (30) 万円　/ 第 2 期：15 (30) 万円
障害者	第 1 期：15 (30) 万円　/ 第 2 期：15 (30) 万円　/ 第 3 期 (30) 万円

（ ）は中小企業に対する支給額

○高年齢者雇用開発特別奨励金

【事業内容】
高年齢者（６５歳以上）をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

【助成額】

30 時間以上	第 1 期：25 (45) 万円　/ 第 2 期：25 (45) 万円
20 時間以上 30 時間未満	第 1 期：15 (30) 万円　/ 第 2 期：15 (30) 万円

○被災者雇用開発助成金

【事業内容】
平成２３年５月２日以降、被災離職者等をハローワーク等の紹介により、１年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。さらに、この助成金の対象となる労働者を１０人以上雇い入れ、１年以上継続して雇用した場合、１事業主（１雇用保険適用事業所）につき１回、助成金の上乗せを行います。

【助成額】

短時間労働者以外	第 1 期：25 (45) 万円　/ 第 2 期：25 (45) 万円
短時間労働者	第 1 期：15 (30) 万円　/ 第 2 期：15 (30) 万円
上乗せ助成金	大企業　50 万円　　中小企業　90 万円

試行雇用奨励金（トライアル雇用）

【事業内容】
ハローワークが紹介する対象求職者を短期間（原則として３か月間）試行的に雇っていただき、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図るものです。

【対象者】
中高年齢者（４５歳以上）・若年者等（４５歳未満）・母子家庭の母・障害者等

【助成額】月額４万円×３か月　※ハローワークにトライアル雇用の対象となる求人を提出する必要があります。

○被災した既卒学生・生徒のために募集・採用をお願いします。

【事業内容】
被災した卒業後３年以内の既卒者に限定した求人を提出し、「被災した卒業後３年以内の既卒者」を採用する事業主に対して

【特例措置】（平成２４年度末までの時限措置です。）
① ３年以内既卒者トライアル雇用奨励金（大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労経験がない人が対象）
［特例措置］有期雇用期間 (原則３カ月)、１人月額１０万円、正規雇用から３カ月定着した場合６０万円支給
② ３年以内既卒者 (新卒扱い) 採用拡大奨励金（大学等を卒業後、安定した就労経験がない人が対象）
［特例措置］ 正規雇用から６カ月定着した場合１２０万円支給、１事業所最大１０回 (震災特例対象者１０人)

※「被災した卒業後３年以内既卒者」とは、平成２２年３月以降に学校を卒業し、９県（青森、岩手、宮城、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）の災害救助法適用地域に居住する人をいいます。
※上記①及び②はハローワークに「震災特例専用求人」を提出する必要があります。
※震災特例以外の「３年以内既卒者トライアル雇用奨励金」及び「３年以内既卒者 (新卒扱い) 採用拡大奨励金」は平成２４年６月末で終了しました。

主な雇用維持助成金のご案内

雇用調整助成金

【事業内容】
景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

【主な受給の要件】
① 雇用保険の適用事業主であること。
② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主であること
・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近３か月間の月平均値がその直前３か月又は前年同期に比べ５％以上減少していること。
・円高の進行に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業主であり、売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近１か月間の月平均値がその直前の１か月又は前年同期に比べ５％以上減少していること。
③ 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。
（平成２１年２月６日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者毎に１時間以上行われる休業（特例短時間休業）についても助成の対象となります。）
④ 出向を実施する場合は、３か月以上１年以内の出向であること。
※助成金の対象となった出向の終了日の翌日から６か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりません。
※※同一の事業主の下での被保険者期間が６カ月未満の労働者は、雇用調整助成金の対象となりませんのでご注意ください。

【助成額】
・休　　業　　休業手当相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の２／３（上限あり）※１※２
支給限度日数：３年間で３００日（休業及び教育訓練）
・教育訓練　　賃金相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の２／３（上限あり）※１※２
事業所内訓練の場合、上記の金額に１人１日２，０００円を加算
事業所外訓練の場合、上記の金額に１人１日４，０００円を加算
・出　　向　　出向元で負担した賃金の２／３（上限あり）※１※２
※１　従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ（２／３→３／４）
※２　障害のある方の休業等に対しても助成率を上乗せ（２／３→３／４）

中小企業緊急雇用安定助成金

【事業内容】
景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

【主な受給の要件】
① 雇用保険の適用事業主であること。
② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主であること
・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近３か月間の月平均値がその直前３か月又は前年同期に比べ５％以上減少していること。（ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば５％未満の減少でも可）。
・円高の影響進行に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業主であり、売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近１か月間の月平均値がその直前１か月又は前年同期に比べ５％以上減少していること
③ 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。
（平成２１年２月６日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者毎に１時間以上行われる休業（特例短時間休業）についても助成の対象となります。）
④ 出向を実施する場合は、３か月以上１年以内の出向であること。
※助成金の対象となった出向の終了日の翌日から６か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりません。
※※同一の事業主の下での被保険者期間が６カ月未満の労働者は、中小企業緊急雇用安定助成金の対象となりませんのでご注意ください。

【助成額】
・休　　業　　休業手当相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の４／５（上限あり）※１※２
支給限度日数：３年間で３００日（休業及び教育訓練）
・教育訓練　　賃金相当額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の４／５（上限あり）※１※２
事業所内訓練の場合、上記の金額に１人１日３，０００円を加算
事業所外訓練の場合、上記の金額に１人１日６，０００円を加算
・出　　向　　出向元で負担した賃金の４／５（上限あり）※１※２
※１　従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ（４／５→９／１０）
※２　障害のある方の休業等に対しても助成率を上乗せ（４／５→９／１０）

東日本大震災に伴う雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例

【特例対象】
① 【被災地域事業主】青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主
② 【被災地関連事業主】上記９県に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の３分の１以上）の経済的関係を有する事業所の事業主
③ 【２次下請等事業主】被災地関連事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の２分の１以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

【特例の内容】
・ 生産量等の減少の確認について、最近３カ月の平均値と前々年度同期とを比較して１０％以上減少している場合も助成対象とします。